社会福祉法人　通津会　あやめ保育園保護者会会則

名　　称　　本会は「あやめ保育園保護者会」という。

事務所所在地　　本会の事務所は、あやめ保育園内に置く。

組　　織　　本会は、あやめ保育園の保護者をもって組織する。

目　　的　　児童福祉法の精神に則り、家庭と保育園、社会を通して健康、安全、幸福のために
会員相互の親睦と研修をはかり保育事業の振興を計ることを目的とする。

役　　員　　会長1名　副会長1名　役員（クラスに2名程度）を配置する。
役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
会長は会を代表し会の運営を行う。必要に応じて役員会、保護者会を招集する。
副会長は会長を補佐する。
会計は会計業務を処理する。

会　　費　　本会の会費は、会費・寄附金・その他の収入をもってあてるものとする。
会費は会員より毎月（児童1名あたり300円）を徴収する。
会計年度は4月1日に始まり3月31日をもって終了し決算の報告をなすものとする。

本会の慶弔費は次のとおりとする。
会員死亡・・・5,000円
園児死亡・・・5,000円
職員結婚・・・5,000円
職員退職・・・5,000円（勤続5年以上）
・・・3,000円（勤続１年以上5年未満）
慶弔費について・・・判断の難しい件については、会長判断で支出できる。

改　　正　　本会の会則の変更は会員の3分の2以上の賛同を得て改正することができる。

（附則）
平成23年3月9日一部改正（2011年）
平成25年5月11日一部改正（2013年）
平成29年4月1日一部改正（2017年）

Ayame nursery school

Ayame
nursery school